

## 平成22年度 第2回小牧市行政改革推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成22年11月17日（水）  
10時30分から11時50分  
場 所 小牧市役所 本庁舎4階 第4会議室

### 2 出席者

#### 1) 推進委員会委員（敬称略）

公募委員	梅田 三枝子
公募委員	松浦 明美
小牧市女性の会会長	稲垣 孝子
小牧商工会議所 総務委員会副委員長	上田 浩二
小牧市区長会連合会長	稲垣 喜久治
NPO 法人こまき市民活動ネットワーク代表理事	松田 敏弘
(社) 小牧青年会議所副理事長	富田 正仁
公認会計士	後藤 久貴

#### 2) 行政改革対策委員会委員、事務局

#### 3) 傍聴者 なし

### 3 議題

#### (1) 第4次小牧市行政改革大綱の見直し案について

- ① 行政改革大綱案について
- ② 行政改革推進計画案について

### 4 会議資料

- 資料1 第4次小牧市行政改革大綱の見直し案  
資料2 推進計画一覧  
資料3 第4次小牧市行政改革大綱（改訂版）案  
資料4 小牧市行政改革推進委員会委員名簿  
資料5 小牧市行政改革対策委員会委員名簿及び座席表

## 5 会議内容

### (事務局)

大変長らくお待たせいたしました。定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので、ただ今から第2回目の小牧市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。本日進行役を務めます企画課課長補佐の小林です。よろしくお願いいたします。

それでは、始めに舟橋企画部長よりあいさつ申し上げます。

### (企画部長)

皆さん、おはようございます。本日は、公私ともお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。10月15日に開催しました小牧市行政改革推進委員会におきまして、策定方針の報告、基本方針の了承をいただきました。それらに基づきまして、私ども市内部組織であります行政改革対策委員会を中心に、大綱及び推進計画の見直しを行い、本日、お示ししましたとお取りまとめたところであります。

本日は、次第にありますように、第4次小牧市行政改革大綱の見直し（案）及び推進計画の見直しについて協議、ご意見をいただきたいと考えております。

皆様におかれましては、公私共にご多忙な方ばかりで、大変恐縮でございますが、貴重な提言をいただけることをお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (事務局)

次に、お手元の資料4：委員名簿をご覧ください。

現在、社団法人小牧青年会議所の理事長をお務めの益崎様に代わり、副理事長をお務めの富田様に当委員会に参加していただくことになりました。富田様よろしくお願いいたします。

なお、本日は岡田様、萩原様にご欠席でございます。

次に、資料5の裏面をご覧ください。

こちらは、当委員会の席次表になりますが、本日、社会教育担当の教育部次長が欠席でありますので、ご報告させていただきます。

また、本委員会は前回同様、公開とし、会議記録につきましてもホームページにより公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、行政改革推進委員会の会長であります、稲垣様にごあいさつをお願いします。

**(稲垣会長)**

皆さんおはようございます。稲垣でございます。錦織り成すとまでは言えませんが、やっとな小牧山も色づいてまいりました。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。前回の会議では、第4次小牧市行政改革大綱の見直しに係る方針や平成21年度の推進計画の取り組み状況について協議をしていただきました。委員の皆さんには、積極的な、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。本日の会議では、次第にもありますように、大綱の見直し案について、本格的に協議していただくこととなります。市民を代表してご出席いただいております委員の皆様には、それぞれの観点から積極的なご意見をいただくことをお願い申し上げてあいさつとさせていただきます。

**(事務局)**

ありがとうございました。

これからの会議の取り回しを会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**(稲垣会長)**

それでは、これより議事に入ります。

議題(1)第4次小牧市行政改革大綱の見直し案について①行政改革大綱案について、事務局に説明をお願いします。

**(事務局)**

それでは、議題(1)第4次小牧市行政改革大綱(案)のうち①行政改革大綱案について説明します。

前回の行政改革推進委員会において、行政改革大綱の見直しに係る策定方針のご報告、基本方針について、協議のうえ、承諾していただきました。今回の行政改革大綱の見直しを行う策定方針、基本方針としましては、平成21年よりスタートしております第6次小牧市総合計画と整合を図り、現大綱の基本骨格は変えず、新たに判明した課題等を踏まえ推進計画の見直しを行うこととしております。

また、推進計画の期間について、平成23年度までであったものを総合計画の基本計画の中間年度にあわせ、平成25年度までに延伸することとしております。

それでは、配布資料に基づき、見直し案について説明させていただきます。

資料1「第4次小牧市行政改革大綱(案)」をご覧ください。

この資料1につきましては、左側が現大綱の文言、右側が見直し案を示しており、下線の部分が修正をした箇所となります。なお、大綱は基本的な方針を示すものとし、具体的な内容につきましては、推進計画に記載することとしております。

それでは、順次説明させていただきます。

「1. 行政改革の経緯」であります。これまでの経緯の部分を簡略化し、今回の見直しに関して、第6次小牧市総合計画との整合を図る旨を記述し、更に期間の延長等に関する記述を追加したものになります。

「2. 行政改革の必要性」であります。社会情勢の背景を記載するとともに、地域主権の進展等の文言を追加したものであります。また、第6次小牧市総合計画の特徴であります『協働』に関する記述を含め、行政改革の必要性を記載したものであります。

「3. 行政改革の目的」であります。現大綱が第5次小牧市総合計画の実現を目指していたものを、第6次小牧市総合計画に掲げる本市の将来都市像「人と緑 かがやく創造のまち」の実現に向け、市民との協働を基本として行政経営に取り組むこととしております。

次に3つの大綱に移ります。

「1. 新たな社会の変化に対応した行政運営」であります。総合計画との整合を図るとともに、地域主権の進展等の文言を修正したものであります。また、協働の相手方について「NPO等」を「市民活動団体やNPO法人」に文言の修正をしました。

「(1) 市民協働の推進」であります。こちらにつきましては、先ほど同様、協働の相手方について「NPO等」を「市民活動団体やNPO法人」に文言の修正したものであります。

「(2) 民間活力の導入」であります。市としましては、幅広い観点で民間活力の導入を推進していくとの考えに基づき、具体的な記述について削除するなど、文言の修正を行いました。

「(3) 公正の確保と透明性の向上」であります。1行目の後半の「積極的に提供し」という文言を「速やかにかつわかりやすい形で提供し」へと文言の修正を行いました。

また、市のホームページとパブリックコメント制度に関する記述につきましては、具体的な記述ということで削除しております。

「(4) 外郭団体の見直し」であります。「外郭団体等の改革に関する指針」が策定されたことを受け、それに基づき、見直しを推進する旨の記述に修正を行いました。

裏面をご覧ください。

「2. 健全な財政運営」であります。最下段に「将来に過大な負担をかけない」との文言を追加しております。こちらは、総合計画の中に出てきた文言であり、整合を図るために追加したものであります。

「(1) 事務事業の見直し」であります。行政評価は既に推進計画の中で実施しておりますので削除しております。

「(2) 補助金等の見直し」であります。補助金につきまして、終期設定をしている旨の記述を追加しました。

「（３）財政の健全化」であります。文言の修正とともに、地方公会計制度改革の一環として、資産・債務管理について、行政改革の中で取り組んでいくことから、「公表するとともに、資産の有効活用に努めます」にしております。

「（４）地方公営企業等の経営健全化」であります。「中期・長期経営計画」が策定されたことを受けまして文言の修正をしております。

「（５）公の施設の有効活用」であります。公の施設の長寿命化と効率的な施設管理の手法に関する記述に修正しております。

「３．効率的な組織の確立」であります。行政には経営的な観点も必要であるとの考えを踏まえまして「行政運営」を「行政経営」に言い換えをしております。

「（１）組織体制の整備」であります。本市の取り組み状況等を考慮し、文言の修正を行うとともに、今回の見直しにおきまして、判明した新たな課題である「広域連携の推進」に関する記述を追加したものであります。

「（２）定員管理・給与の適正化」であります。定員適正化計画は終了しましたが、引き続き、定員の適正化を図る必要があることから文言の修正をしております。また、給与の適正化についても追加をしたものであります。

「（３）人材育成の推進」であります。人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発や意識改革を行うという形に文言の修正をしております。

「（４）電子自治体の推進」であります。前回からの修正はありません。  
以上であります。

**（稲垣会長）**

ただいま、事務局より大綱の見直し案の説明がありました。こちらにつきましては、事前質問はいただいているようですが、よろしいでしょうか。

～意見なし～

**（稲垣会長）**

続きまして、議題（１）第４次小牧市行政改革大綱の見直し案について②推進計画案について、事務局に説明をお願いします。

**（事務局）**

それでは、②推進計画案について説明させていただきます。

資料２「推進計画一覧」をご覧ください。

こちらにつきましては、前回の推進委員会において、委員の皆さんに報告した棚卸し結果を踏まえ、修正したものになります。表の見方であります。表の左側から計画番号、名称、棚卸し結果、平成２５年までの取組内容、平成１９年度から平成２１年度までの取組状況、担当課名を記載しております。

各項目の具体的な内容につきましては、後ほど説明しますが、第4次行政改革推進計画案は、新たな課題に対応する計画を5項目追加し、全部で55の計画から構成されております。

1番目の「新たな社会の変化に対応した行政運営」では(1)市民協働の推進に関する計画として16計画、(2)民間活力の導入に関する計画として5計画、(3)公正の確保と透明性の向上に関する計画として3計画、(4)外郭団体の見直しで1計画、合わせて25計画から構成されております。

2番目の「健全な財政運営」では(1)事務事業の見直しに関する計画として8計画、(2)補助金等の見直しで1計画、(3)財政の健全化に関する計画として4計画、(4)地方公営企業等の経営健全化に関する計画として3計画、(5)公の施設の有効活用で1計画、合わせて17計画から構成されております。

3番目の「効率的な組織の確立」では(1)組織体制の整備に関する計画として4計画、(2)定員管理・給与の適正化に関する計画として3計画、(3)人材育成の推進に関する計画として2計画、(4)電子自治体の推進に関する計画として4計画、合わせて13計画から構成され、合計55計画で構成されています。

それでは、取組内容の修正があったものにつきまして順番に説明させていただきます。なお、時間の都合上、大幅に修正があった項目の取組内容について説明させていただきます。

「計画番号1：市民活動団体やNPO法人との協働推進」であります。大綱の文言との整合を図るため、名称の修正を行いました。更に、協働ルールブックの策定により生じた新たな課題等を踏まえ、ルールブックに基づき、円滑な協働事業の推進を図るため、協働推進組織などの仕組みづくりを検討するとしております。

「計画番号4：ファミリーサポートセンター運営事業」であります。以前は『女性』としておりましたが、3行目の真ん中あたりにありますように『子育て中の親』に修正をしております。

「計画番号7：ポイ捨てによるごみの散乱防止」であります。主体的な活動の支援を行うことを、地域の環境美化の促進を図るといった内容に修正をしております。

次ページをご覧ください。

「計画番号8：市民との協働による環境保全の推進」であります。『環境大学を開校する』としておりましたが、現在、行っている『「市民環境講座」の充実を図る』に修正をしております。

「計画番号13：地域防災力の向上」であります。自主防災会に対する働きかけを行うとともに、避難所の設備や備蓄品の充実を図るといった内容に修正をしております。

続きまして、計画番号14番から16番に関しては新たな課題に対応する新規項目であります。

「計画番号14：高齢者介護ボランティアの育成」であります。表の右側「これまでの取り組み状況」をご覧ください。本項目については、これまで、味岡、篠岡地区など7地区でボランティア団体を立ち上げ、地域住民に対して介護予防サポートの教室を開催したり、保健士等が地域活動促進に向けて専門的な立場で支援をおこなっている状況であります。それを踏まえ、左側「取組内容」としまして、介護予防に関する意識の気づきを通じ、解決に向けた機運を高める働きかけを行うとともに、新しい地域でのボランティア団体の設立とその後の活動の支援を行うとしております。

「計画番号15：地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援」であります。表の右側「これまでの取り組み状況」をご覧ください。本項目については、平成19年度に策定した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会と連携しながら推進している状況であります。それを踏まえ、左側「取組内容」としまして、平成22、23年度で行う「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しにあわせ、社会福祉に関する市民意識調査の実施や、区長や民生委員などが参加する地域座談会の実施、地域住民同士で支えあう組織づくりや地域福祉活動、ふれあい活動等への支援を行うとしております。

「計画番号16：男女共同参画普及員の充実」であります。表の右側「これまでの取り組み状況」をご覧ください。本項目については、平成19年度に開始した男女共同参画普及員について、普及に向け呼びかけを行い、平成21年度には、24区41名になっております。それを踏まえ、左側「取組内容」としまして、男女共同参画普及員の全区配置を目指すこと、また、男女共同参画普及員に対しては、地域で活動しやすいように説明会や研修会を開催し情報交換の場を設けるとしてあります。

「計画番号17：指定管理者制度の活用」であります。「小牧市指定管理者制度に関する指針」に基づき、指定管理者制度の適正な運営を行うとともに、公の施設における制度導入について記載したものになります。

「計画番号18：民間委託の推進」であります。本市では、集中改革プランや先ほどの計画番号17：指定管理者制度の活用など、既に民間活力の導入を行っておりますが、今後一層、民間委託を推進するため、名称と取組内容の変更をしております。

「計画番号20：ごみ収集業務の民間委託化」であります。収集業務が安定かつ継続的に行われ、災害時の対応につきましても考慮したうえで民間委託化を拡充するといった内容に修正をしております。

「計画番号23：事務事業評価、施策評価の推進」であります。試行段階ではありますが、施策評価につきましても今年度より導入しておりますので、名称の変更とともに、文言の修正をしております。

「計画番号25：外郭団体等の改革の推進」であります。現推進計画「外郭団体等の改革に関する指針の作成」に基づき、平成20年3月に指針を策定しており、今後は、本指針に基づき、外郭団体の改革を推進するため、名称と取組内容の修正をしております。

「計画番号 27：公共工事のコスト縮減」であります。平成 20 年度末に見直した「小牧市公共工事コスト改善プログラム」に基づき、コスト縮減に取り組むこととしております。

「計画番号 31：環境マネジメントシステムの充実」であります、小中学校への ISO14001 取得範囲拡大としておりましたが、学校版環境 ISO の運用・充実に文言の修正をしております。

「計画番号 36：資産の把握と有効活用」であります。現推進計画「連結バランスシート」の作成に基づき、平成 21 年度に基準モデルによる連結 4 表を作成、公表しており、今後はそれを活用した資産等の管理を行っていくため、名称と取組内容の変更を行っております。

「計画番号 37：コンビニ収納等の導入、検討」であります。督促状や催告書でのコンビニ収納を検討するなど、今後の取り組みに合わせ、文言の修正を行っております。

「計画番号 40：病院における経営改革の推進」であります。経営方針の浸透と経営改革の意識を高めることにより収入増と経費節減を図るといった内容に文言の修正を行っております。

「計画番号 43：効率的・効果的な組織体制の整備」であります。現在、進めております新庁舎での業務開始にあわせた組織改正等を踏まえ、修正を行ったものであります。

次に、計画番号 45 番から 46 番に関しては新たな課題に対応する新規項目であります。

「計画番号 45：広域交通ネットワークの形成」であります。表の右側「これまでの取り組み状況」をご覧ください。本項目については、要望の多い市外の鉄道駅などへのバス等の接続について、総合交通計画において位置付けの検討を進めているところであり、それを踏まえ、左側「取組内容」としまして、広域交通ネットワークの形成を図るための検討をしております。

「計画番号 46：消防広域化の推進」であります。表の右側「これまでの取り組み状況」をご覧ください。本項目については、愛知県が策定した「愛知県消防広域化推進計画」で定める尾張中・北部区域における消防広域化の構成市町村として研究会及び作業部会に参加しており、それを踏まえ、左側「取組内容」としまして、今後、ますます多様化・大規模化する災害・事故に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るという責務を果すため広域化の推進を図るとしております。

「計画番号 47：定員管理の適正化」であります。定員適正化計画の考え方を踏まえて、引き続き、職員数の適正管理を行うとともに、行政サービスの外部委託など組織運営の効率化と連動した検討を進めることとしております。

「計画番号 48：給与の適正化」であります。国の動向や社会情勢を踏まえ、行政サービスの向上を図るための職務や能力、勤務実績等を反映できる給与制度のあり方の検討を行うこととしております。



「計画番号49：再任用職員の活用」であります。消防吏員に特化した項目となっておりますが、再任用職員の活用は全庁的な話でありますので、所管課を人事課に変更するとともに、「取組内容」についても修正を行いました。

「計画番号50：職員提案制度の充実」であります。職員の主体的な取り組みを促進するとともに、取り組み状況を調査し、庁内に周知することで職員の提案意欲を高めるといった内容に修正をしております。

「計画番号51：人材育成の推進」であります。状況に柔軟に対応できる職員の育成を進めるとともに、職員の意識の高揚を図る研修を実施するといった内容に修正をしております。以上、主な修正箇所について説明をさせていただきました。なお、この推進計画案については事前に質問をいただいております。お手元に配付いたしております「事前質問への回答」に基づき、担当次長の方から順番に答えさせていただきます。

#### **（環境交通部次長）**

計画番号7番の「ポイ捨てによるごみの散乱防止」について、『平成20年4月にポイ捨てに対する罰則規定をした以降、罰則を科した事例はあるか』ということですが、環境美化パトロール員4名による市内の巡回を行っているところですが、空き缶・吸い殻等の投棄物は確認できますが、ポイ捨て行為の現場を確認することは難しく、平成21年度は242日パトロールを実施しましたが、条例に基づく指導例はありませんでした。

犬や猫等ペットのフンの放置につきましては、放置の行為者が確認された場合、まずは廃棄物対策課の職員により口頭指導を行っています。平成20年度は3件、21年度は1件指導しました。路上喫煙禁止区域につきましても、環境美化パトロール員による巡回を行っているところですが、平成20年度は初年度でもあり、80日巡回し233人を指導、21年度は182日巡回し100人を指導いたしました。いずれも指導に従っていただけ、罰則を科すまでには至っておりません。

#### **（税務担当総務部次長）**

計画番号30番の「滞納者データファイルの導入」について、『「滞納整理システム」を導入したことにより、滞納者の納税率はどのくらい向上したか』ということですが、滞納者の情報を従来紙ベースによる手作業に頼っていたものを滞納整理システム、これは、収納管理支援システムとも言っておりますが、このシステムの導入によりまして、過去からの経過交渉、収納状況、処分情報などを一元的に管理ができ、円滑な納付折衝ができるようになりました。あくまで、このシステム導入の目的は収納事務の効率化を図るためのものであります。なお、収納率については、対前年度0.77ポイントの減となっております。これは、経済状況の悪化による企業業績の低迷や雇用調整等による個人所得の低下によるものと考えております。いずれにいたしましても、市税は財政基盤の根幹をなすものでありますので、収納率の向上に向けて取り組みを引き続き強化してまいりたいと考えております。

### (企画部次長)

計画番号49番の「再任用職員の活用」について、『現在、何名の職員を再任用しているのか』ということですが、本市には小牧市職員の再任用に関する条例があります。なお、平成22年11月1日現在、70名の再任用職員が在職しています。

続きまして、計画番号51番の「人材育成の推進」について、『職員の研修等について、国、県、近隣市町との人事交流も含めた形での人材育成を図っているのか』ということですが、愛知県とは、毎年、愛知県市町村実務研修生として若手職員1名を派遣し、一方、今年度につきましては、愛知県職員1名の受け入れも行っております。いずれも建設関係の職員であります。国とは、本年度は実務研修生として若手職員を3名、厚生労働省、文部科学省、内閣府に派遣し、最新の政策立案の場に入ることにより職員育成に努めているところであります。なお、国との人事交流については、最近では平成20、21年度に厚生労働省の職員の受入れを行っていましたが、国からの職員派遣は不定期であるため、現在のところ受入れは行っておりません。

次に、同じく、計画番号51番の「人材育成の推進」について、『研修講座について、民間に依頼、国が主催する研修会に参加する体制を整えているか』ということですが、職員の研修については、民間に依頼をしたり、国が主催する研修会であります自治大学への派遣や市町村アカデミーへの派遣など研修体制を整えているところであります。研修目的や内容により、民間の外部講師を活用した集合研修の開催や、民間や国、県等が主催する専門的な研修への派遣等、多様な研修体制を整えているところであります。特に、昨今の社会情勢の急激な変化に対応するために、民間や国・県を問わず外部から最新の情報等を得ることは重要なことと考えております。また、本年度からは資格取得支援制度の導入を行うなど研修体制のさらなる充実を図っているところであります。

最後に、こちらにも計画番号51番の「人材育成の推進」についての質問ですが、『①小牧市が求める職員像とは、どのようなものか』、『②市民サービスの向上を図るためにどのような研修、指導を行っているのか』ということですが、①につきましては、小牧市人材育成基本方針、こちらは平成17年1月に策定したのになります。その中で「市民の立場で考え、柔軟で創造的な政策を立案する職員」、厳しい行財政運営を踏まえて全ての事務事業を見直すという視点から「問題意識を持って、組織や仕事の問題を発見し、解決する職員」、更に行政に対するニーズが多様化、高度化する中で「変化に対応して、新たな課題に果敢に挑戦する職員」の3点を定めております。

②につきまして、接遇マナー・態度・言葉遣いの基本、電話対応の仕方等の技能を身につけるために、外部講師による接遇研修を、一般職員から臨時・嘱託職員まで幅広く実施しております。さらには、さわやか対応推進キャンペーンとしまして、職員の窓口対応に関するアンケート等を実施することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市役所に対する信頼感や親しみやすさを醸成するように努力をしているところであります。

**(稲垣会長)**

ただいま、事務局より推進計画案の説明と事前質問に対する回答がありました。質問をされた委員から事務局の回答に対して再度質問等がありますか。

**(稲垣喜久治委員)**

滞納者についてですが、前回の推進委員会の質問で、滞納者数は約17,600人で、滞納額は、市税と国保税等の全てを含めて約39億円とお聞きしました。

この間の広報(11月15日号広報)で一般会計の歳入と歳出に関する記事がありました。滞納金である39億円は一般会計のどの科目に含まれているかをお聞きしたい。

**(総務担当総務部次長)**

滞納金39億円の内訳につきましては、大半が市税の滞納であります。残りとしては、小中学生の給食費の滞納などです。

**(稲垣喜久治委員)**

滞納は未納金となるわけですが、広報で公表された財政状況の中には、この39億円が含まれているということでしょうか。仮に予算に含まれているということであれば、滞納金を回収する見込みをもっているということでしょうか。

**(総務担当総務部次長)**

予算の中に、滞納額をどのくらい見込んでいるのかというお尋ねですが、先ほどの滞納金39億円というのは、平成21年度の決算で、これだけの滞納額が発生したと見込んでいますが、予算ではそれ程、多くの額を見込んでいるわけではありません。

予算では、現年分の税等の収入を見込むとともに、滞納繰越金もある程度見込んでおりますが、それほど過大に見込んでいるわけではありません。

**(梅田委員)**

人材育成基本方針ということで、先ほどお答えいただきました中で「変化に対応して、新たな課題に果敢に挑戦する職員」ということでしたが、この「変化」について、行政に対するニーズに対するものであるとのことですが、私が思いますに、1,2年という短い期間で人事異動をする方もいらっしゃるかと思いますが、そういった異動という変化に対する指導等はどのような形で行われているのでしょうか。ただ、引継ぎといった形であるのか、他の部署にいても、すぐに対応できるように指導を行っているのかどうかをお聞きしたい。

**(企画部次長)**

1, 2年という短い期間で異動する場合の対応についてのお尋ねですが、それぞれ、新たな部署に異動した場合、今、委員のお話にもありましたように、引継ぎということで異動前に1日程度かけて業務の内容を引き継ぐわけではありますが、もちろんそれだけでは対応は出来ません。そういった中で、異動した後、出来るだけ早い段階で、専門研修を受講するなどして、対応はしているところであります。

**(梅田委員)**

なぜ、そのような質問をしたかといいますと、以前、同じことを何度も言わないといけないという経験をしました。結果的には、業務に精通した方が対応してくださいました。そういったことから、人事異動が市民サービスにも影響してくるのではないかと思い、指導体制についてお聞きした訳です。引継ぎの部分で、どの職員の方でも対応できるマニュアルのようなものを作成し、窓口置くといった手法はいかがでしょうか。

**(企画部次長)**

窓口での一律的な対応という中でのマニュアルの作成ということではありますが、基本的には各課でのマニュアルについては、既に作成されているという理解であります。今、ご指摘がありましたように、窓口において、そういったことが見られるということでもありますので、改めて周知していきたいと考えております。

**(梅田委員)**

市政全体が市民参加型の行政という形となっており、非常に良いことだと思っております。予算についても、補助金等を継続してくださるということで、小牧市はどここの市にも負けない行政運営がされているという認識であります。

職員の方は職務で色々な行事に参加されておりますが、私たちはボランティアでの参加です。その辺りの意識の改革を職員に持っていただきたいと考えます。出来れば、指導の一環として、地域活動にも積極的に参加するように働きかけをしていただきたいと考えます。

**(企画部次長)**

地域貢献活動に関するご意見であります。市におきましては、職員によるごみ拾いを活動ボランティアということで年に数回実施しております。しかしながら、このごみ拾いをしていることを理由に、他の地域活動に参加していないことも考えられますので、今後は、職員ということではなく、地域に住む住民として活動に参加していくのは当然のことでもありますので、周知をしていきたいと考えております。

**(稲垣喜久治委員)**

現在、市の職員の数はどのくらいになっているのでしょうか。先ほど、再雇用が70人ということでありましたが、再任用職員の上限というのはいかなる定めがあるのでしょうか。

**(企画部次長)**

職員の数についてであります。平成22年4月1日現在で、1,785人です。こちらは、市民病院や水道部などの一般職員を含んだものであります。

再任用職員の関係であります。地方公務員法の中で明記することとされており、小牧市職員の再任用に関する条例を制定し、再任用の活用をしているところであります。定員については、定めておりません。

**(稲垣会長)**

その他、何かご意見等がありますでしょうか。

**(上田委員)**

本日の議題とは、関係はないが、いくつか私の意見として述べさせていただきたい。私は、もっと市民を教育すべきであると考えます。名古屋市ではいたるところに「ポイ捨て禁止」、「犬のフン」等の看板を設置し、啓発しています。職員が設置する必要ありません。看板等の予算を組み、住民を巻き込み啓発することが重要であると考えます。

先日、西部コミュニティセンターを利用しましたが、非常にいい施設でありました。しかし、周辺に街灯が少なく、真っ暗でした。学生にも学習施設として利用されておりますので、もっと安心して有効に活用されるためにも、街灯を設置していただきたい。

次に、市役所の前などに設置されている告示等を行う掲示板についてですが、掲示物が日焼けをしてしまい、全く読めません。また、文字が小さく非常に見にくいのが状況であります。市民に広く知らせることを目的としているのであれば、用紙や文字をもっと大きくして掲示をしていただきたい。掲示方法についても、画びょうで留めてありますが、爪の弱い人には、取れないと考えます。それらも含め再度、検討をしていただきたい。

本庁舎の駐車場には、立派な記念樹が植樹されております。この記念樹等は新庁舎に移った後、どのような取扱いになるか分かりませんが、長年、築いたものは有効に活用していただきたいと考えます。

それから、既に商工課に依頼しておりますが、名古屋コーチンは小牧が発祥であることをもっと広くPRしていただきたいと考えます。

本日、会議前に窓口を見ていたところ、「自転車マップ」が市から発行されていることを初めて知りました。こういった素晴らしいチラシがあるのであれば、もっと広く市民に周知すべきであると考えます。また、少し予算をつけ、増刷し、市内のホテル等に設置を依頼するなど、小牧の観光という面で盛り上げていただきたい。

また、交差点の信号、歩道橋の設置について、商工会議所から市に提出しております。事故が起きないと何も動かないのは問題です。予算の都合があるので、難しいかもしれないが、行動が遅すぎです。もっと早くしていただきたい。

次に、新庁舎の完成イメージ図を大きくして、市民に広く周知するために、掲示すべきであると考えます。今は、白いフェンスで覆われているだけです。もっと、広く周知し、市民の興味、関心を惹きつけるようなことをすべきではないかと考えます。

最後に、小牧に農業公園を建設するという話を聞いています。私も場所だけは知っているが、どのような公園が整備されるかは知りません。計画を分かりやすく、例えば、マンガ風に作成し、市民に周知することが重要であると考えます。ホームページではなく、庶民にとって分かりやすい資料を作成することが必要であると考えます。

#### **(稲垣会長)**

多くのご意見、ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。

#### **(松田委員)**

事前質問としては出していないが、公の施設の有効活用に関連して、先般、図書館をラピオの3階に移設するといった記事が新聞に載っておりました。以前の話では、ラピオでは、図書の重量に耐えられないという話であり、新たに図書館をとということで、小牧駅周辺整備計画策定協議会で検討したわけではありますが、実際に3階部分に図書館を移設し、新しい計画は中止になるということでしょうか。

次に、新庁舎の建設が始まっていますが、現庁舎の今後の活用について、長期的な視点にたった適切な維持・修繕ということも含めて、市民ニーズからしますと少し方向性が違うのかなという印象を受けており、そのあたりをどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

#### **(都市建設部次長)**

ラピオへの図書館の移設に関するご質問ではありますが、確かに11月3日の新聞で図書館のラピオへの移設が決まったかのような報道がされました。実を申しますと、ラピオの2階テナントが多く退店しました。そこで、3階部分を1、2階に集約するというキーテナントである平和堂の意向も踏まえ、3階部分の活用について検討を行ってきたところであります。

検討をする中で、施設を安定的に活用するためには、公共施設を入れてはどうかという話になってきたわけであります。そして、公共施設のなかで、図書館も案の一つとして検討をしているところであります。

耐荷重の問題については、図書の重みに耐えられるのか等の調査を現在行っていることであります。その結果を踏まえまして、今後、調整を行いながら、進めていきたいと考えております。

**(総務担当総務部次長)**

本庁舎の跡地に関するお尋ねですが、新庁舎は平成24年の7月に完成しまして、その後、引越しを経まして平成25年度に現在の本庁舎を取り壊す予定であります。その後の活用については、あくまで史跡小牧山としての活用を考えておりますので、史跡公園との一体利用をしていくということで、今後、具体的な整備計画は策定していくことになっております。

**(松田委員)**

図書館のラピオ3階への移設について、検討中ということではありますが、駅前に建設予定であった新図書館の建設は無くなるということでしょうか。

**(都市建設部次長)**

3階部分を有効活用にあたり、新図書館計画の面積とラピオ3階の面積がほぼ同じくらいであることから、図書館の移設も一つの案であろうということになったわけがあります。従いまして、この案が決定しますと、駅前に建設を予定しておりました新図書館の建設計画は変更になるということでもあります。

**(稲垣会長)**

その他にありますでしょうか。

**(富田委員)**

パブリックコメントは広く市民の意見を聞き入れ、計画に反映させる制度ですが、寄せられた意見を各部署がどのように活用しているのでしょうか。

**(事務局)**

パブリックコメントとは、あくまで、計画を策定する段階で、市民の意見を聞くための制度です。寄せられた意見については、計画に策定に活かすこととしております。

**(富田委員)**

パブリックコメント制度自体については、よく理解しております。市民には意見を出す権利があるわけであるので、もっと広く意見を募集すれば、もっと良い計画ができるのではと考えますが。

**(事務局)**

確かにその通りであると考えます。そのため、市では広報やホームページ等を活用し、広く意見を募集するように心がけております。また、パブリックコメントに寄せられた意見等については、ホームページで公表し、広く周知をしているところです。

**(稲垣会長)**

大変多くの貴重な意見を述べていただきありがとうございました。

それでは、次第の4その他について事務局、何かありますか。

**(事務局)**

本日は、各委員から貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。その他としまして、本日お配りした資料3をご覧ください。

先ほどご説明しました、大綱案について取りまとめたものであります。本日のご意見を踏まえまして、資料3：大綱の改訂版の素案と、資料2の推進計画によりましてパブリックコメントをかけていく予定であります。実施期間につきましては、12月中旬頃から1ヶ月間を予定しており、市広報、ホームページにて周知し、市役所と3支所において閲覧用の大綱案を設置する予定であります。

また、今後の予定であります。委員の皆さんには、パブリックコメント終了後、パブリックコメント結果をご報告しまして、その内容等についてご協議いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

最後になりますが、本日、各委員からいただきました貴重なご意見につきましては、事務局で早急にとりまとめ、会議録を各委員あてにご報告させていただき、その後、市のホームページに掲載させていただきます。よろしく申し上げます。

**(稲垣会長)**

他になければ、本日は、これで終了といたします。皆さま、長時間にわたり、ありがとうございます。